

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

不利益処分の名称	奥武山体育施設（野球場、屋内運動場、トレーニング室）の利用許可の取消し等
根拠法令及び条項	那覇市奥武山体育施設条例第12条
処 分 基 準	
<p>那覇市奥武山体育施設条例 (利用許可の取消し等)</p> <p>第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。</p> <p>(4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>	
聴聞・弁明手続等	那覇市行政手続条例第12条に基づき実施（事由によって適用なし）
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課（098-917-3504） 指定管理者 NPO法人 那覇市体育協会
更新日	平成27年4月1日